

山梨県公報

第千九百二十七号

平成二十一年

三月二日

月 曜 日

目次

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件)……………	一一三
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………	一一〇
平成二十一年度二級建築士及び木造建築士試験の実施……………	一一〇
その他	
第三十八期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について……………	一一一

告 示

山梨県告示第五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び中北建設事務所(峡北支所を除く)に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年三月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
甲府市	朝日	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
役場前・佐久	急傾斜地の崩壊		

松本	急傾斜地の崩壊
諏訪腰・諏訪腰	急傾斜地の崩壊
心経寺 1	急傾斜地の崩壊
心経寺 2	急傾斜地の崩壊
心経寺の2	急傾斜地の崩壊
前田保	急傾斜地の崩壊
松本	急傾斜地の崩壊
居村	急傾斜地の崩壊
居村の2	急傾斜地の崩壊
心経寺	急傾斜地の崩壊
七覚上	急傾斜地の崩壊
七覚上の2	急傾斜地の崩壊
七覚上の3	急傾斜地の崩壊
上宿	急傾斜地の崩壊
諏訪腰の2	急傾斜地の崩壊
井野	急傾斜地の崩壊
井野の2	急傾斜地の崩壊
新井	急傾斜地の崩壊
飯田 1	急傾斜地の崩壊

滝戸川	不動河原川	草里川	心経寺川	横手川	女沢	本郷の2	平川	本郷の2	炭新井	本郷	入野	平川の2	本郷	平川2	平川1	上平2	上平1	飯田2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊												

井野川	宮沢	別所川	女沢の2	西ノ沢の2	岩窪沢	洞西川	七覚西川3	七覚西川2	七覚西川1	田園川3	田園川2	田園川1	七覚川	山の神川	古宿川	宮沢川	牛の田上川	中畑西川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

甲府市				市町村名
諏訪腰・諏訪腰	松本	役場前・佐久	朝日	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
次の図のとおり (図面省略)				土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

熊六沢川	大沢 2	大沢 1	白沢	横沢	寺川	鯉つくりの沢	寺川の1	御庵沢	飯田沢	若宮川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

平川 1	上平 2	上平 1	飯田 2	飯田 1	新井	井野の2	井野	諏訪腰の2	上宿	七覚上の3	七覚上の2	七覚上	心経寺	居村の2	松本	前田保	心経寺 2	心経寺 1
急傾斜地の崩壊																		

七覚西川 3	七覚西川 2	七覚西川 1	田園川 3	田園川 2	田園川 1	牛の田上川	心経寺川	横手川	女沢	本郷 の2	平川	本郷 の2	戻新井	本郷	入野	平川の2	本郷	平川 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山梨県告示第五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月二日

熊沢川	大沢 2	大沢 1	白沢	横沢	鯉つくりの沢	寺川の1	御庵沢	若宮川	宮沢	別所川	女沢の2	西ノ沢の2	岩窪沢	洞西川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

大門沢川 3	大門沢川 2	大門沢川 1	御坊沢川	甘利沢川 3	甘利沢川 2	甘利沢川 1	北沢南沢	白沢北沢	八幡沢川	大洞沢	樋口沢	矢口沢の1	矢口沢	常光寺沢	老別当の1	老別当	桐沢川 1	南沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

市町村名					土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
折居	折居 2	折居 1	山本の2	山本			
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊			

二 土砂災害特別警戒区域

西の沢	湯船沢の2 3	湯船沢の2 2	湯船沢の2 1	湯船沢の1	中尾沢の1	高森沢の1	高森沢 2	高森沢 1	倉の沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

次の図のとおり
(図面省略)

寺沢川の1	寺沢川	籠沢	腰道の2	腰道	坂の上	坂の上	上條東割	竹の下	旭団地下	湯船 3	湯船 2	湯船 1	御堂 2	御堂 1	水上の2	水上	青木	折居の2	
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊																

中尾沢の1	高森沢の1	高森沢 2	高森沢 1	大門沢川 2	御坊沢川	甘利沢川 3	甘利沢川 2	甘利沢川 1	白沢北沢	大洞沢	矢口沢の1	矢口沢	老別当の1	南沢	小石沢川	入戸野沢 2	下円井沢の2 2	下円井沢の1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

湯船沢の1	土石流
湯船沢の2 1	土石流
湯船沢の2 3	土石流

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年二月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人富士北麓まちづくりネットワーク
 - 2 代表者の氏名 法村香音子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県富士吉田市
 - 4 定款に記載された目的

本法人は、富士北麓地域全体に対して、国際交流都市としての機能及び知名度を高める事業を促進する活動を行うことで地域経済の活性化を促すとともに、真のグローバルパートナーシップの構築を図り、心豊かな国際共生社会の創造に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十一年二月十九日から同年四月十八日まで

● 平成二十一年二級建築士及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十一年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成二十一年三月二日

一 試験日時

山梨県知事 横 内 正 明

1 学科の試験

- 二級建築士 平成二十一年七月五日（日）午前十時から午後五時十分まで
- 木造建築士 平成二十一年七月二十六日（日）午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

- 二級建築士 平成二十一年九月十三日（日）午前十一時三十分から午後四時まで
- 木造建築士 平成二十一年十月十一日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込手続

- 1 インターネットによる受験申込み
 インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り、それぞれ当該試験の申込みを行うことができる。
- (一) 受験申込受付期間及び時間
 - (1) 期間 平成二十一年四月一日（水）から同月七日（火）まで
 - (2) 時間 受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで
- (二) 受験申込方法
 センターのホームページ（<http://www.jaetc.jp/>）において必要な事項を入力し申し込むこと。

2 受付場所における受験申込み

- (一) 受験申込受付期間及び時間
 - (1) 期間 平成二十一年四月十三日（月）から同月十七日（金）まで
 - (2) 時間 (1)の期間中のそれぞれの日の午前十時から午後四時まで
- (二) 受験申込書の請求先
 甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館四階 社団法人山梨県建築士会（以下「建築士会」という。）の事務所
- (三) 受験申込書の提出先
 甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館五階ホール
 受験申込書の提出は、受験者本人が直接提出するものとする。

四 合格者の発表

平成二十一年十二月三日（木）を予定している。なお、学科の試験については、二

級建築士試験は同年八月二十五日（火）、木造建築士試験は同年九月八日（火）を予定している。

五 その他

設計製図の課題は、平成二十一年六月十日（水）からセンターの各支部及び建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。

その他

● 第三十八期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について
労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により第三十八期山梨県労働委員会の使用人委員及び労働者委員の候補者の推薦を求めらるるで、公告する。

平成二十一年三月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 推薦資格を有するもの及びその推薦方法

1 使用者団体

(一) 使用者委員候補者を推薦し得る資格を有する使用者団体は、山梨県の区域内のみに組織を有するものであること。

(二) (一)の使用者団体は、書面により候補者を推薦すること。

2 労働組合

(一) 労働者委員候補者を推薦し得る資格を有する労働組合は、山梨県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合するものであること。

(二) (一)の労働組合は、書面により候補者を推薦すること。この場合にあつては、その書面にその労働組合が(一)の規定に適合する旨の山梨県労働委員会の資格証明書を添付すること。

二 被推薦者の資格制限等

1 被推薦者が労働組合法第十九条の四第一項の規定に該当する場合には、委員となることができなない。

2 公務員である被推薦者が委員に就任する場合には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一百一条及び第四百四条又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条及び第三十八条の規定の適用を受ける。

三 推薦期間

平成二十一年四月一日（水）から同年四月三十日（木）まで

四 推薦書の提出場所
山梨県商工労働部労働政策課（郵便番号四〇〇 八五〇一 甲府市丸の内二丁目六番一号）

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番